

# 第 4 章 教 職 員

## 第 1 節 教 職 員 定 数

平成 21 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。（単位：人）

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学 校	平成21年度 計	平成20年度 定数	前年度増減	備 考
校 長 教 諭 講 師	専 任	20,874	11,840	7,497	2,911	43,122	42,603	519	
	再 任 用	152	44	162	13	371	187	184	
	非 常 勤	316	300	292	55	963	1,064	▲101	
	計	21,342	12,184	7,951	2,979	44,456	43,854	602	
養 護 教 諭	専 任	1,051	451	250	63	1,815	1,813	2	
	再 任 用	1	1	3	0	5	6	▲1	
	非 常 勤	—	—	1	—	1	1	0	
	計	1,052	452	254	63	1,821	1,820	1	
栄 養 教 諭	専 任	52	16	—	4	72	67	5	
	再 任 用	0	0	—	0	0	0	0	
	非 常 勤	—	—	—	—	0	0	0	
	計	52	16	0	4	72	67	5	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任	—	—	—	87	87	87	0	
	再 任 用	—	—	—	0	0	0	0	
	計	—	—	—	87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,054	501	599	126	2,280	2,322	▲42	
	再 任 用	2	1	—	—	3	1	2	
	嘱 託 員	—	—	31	15	46	—	46	
	計	1,056	502	630	141	2,329	2,323	6	
実 習 手 助	専 任	—	—	509	60	569	570	▲1	
	再 任 用	—	—	16	0	16	12	4	
	計	—	—	525	60	585	582	3	
用 務 員	専 任	—	—	244	37	281	289	▲8	
	嘱 託 員	—	—	90	12	102	92	10	
	計	—	—	334	49	383	381	2	
栄 養 職 員	272	74	6	24	376	382	▲6		
技 術 職 員	ボ イ ラ ー マ ン	—	—	—	4	4	6	▲2	
	調 理 員 ( 専 任 )	—	—	52	51	103	112	▲9	
	調 理 員 ( 再 任 用 )	—	—	1	0	1	1	0	
	調 理 員 ( 嘱 託 員 )	—	—	4	12	16	19	▲3	
	介 護 員 ( 専 任 )	—	—	—	131	131	133	▲2	
	介 護 員 ( 再 任 用 )	—	—	—	4	4	4	0	
	介 護 員 ( 嘱 託 員 )	—	—	—	55	55	46	9	
	船 員	—	—	13	—	13	13	0	
計	—	—	70	257	327	334	▲7		
合 計	専 任	23,303	12,882	9,170	3,498	48,853	48,397	456	
	再 任 用	155	46	182	17	400	211	189	
	非 常 勤・嘱 託 員	316	300	418	149	1,183	1,222	▲39	
	計	23,774	13,228	9,770	3,664	50,436	49,830	606	

## 第 2 節 教 職 員 の 人 事

### 1 教職員の人 事

平成 22 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

#### (1) 人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

#### (2) 異動状況

県立学校（特別支援学校部主事は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	35	29	316	380
新 任	37	79	419	535
転 任	27	30	796	853
計	99	138	1,531	1,768

中学校（主幹教諭は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	56	10	247	313
新 任	52	89	430	571
転 任	36	18	1,032	1,086
計	144	117	1,709	1,970

小学校（主幹教諭は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	134	52	584	770
新 任	160	158	809	1,127
転 任	49	66	1,856	1,971
計	343	276	3,249	3,868

## 2 教員採用選考試験

平成 22 年度（平成 21 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

### (1) 期日

ア 第 1 次試験 平成 21 年 7 月 18 日  
 イ 第 2 次試験 1 日目 平成 21 年 8 月 20 日  
 2 日目 平成 21 年 8 月 21 日

### (2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門Ⅰ、教科専門Ⅱ、小論文）、実技試験、クレペリン検査、  
 口述試験

### (3) 選考結果

県立学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	191	156	45	46	電 気	45	40	9	8
地 歴	306	255	13	13	建 築	20	20	3	3
公 民	138	108	10	11	土 木	12	10	2	2
数 学	225	204	38	32	化 工	15	11	3	3
理 科	256	217	22	22	デ ザ イ ン	13	12	2	3
音楽ピアノ	13	10	1	1	農 業	45	38	14	13
音楽管楽器	12	11	1	1	水 産	2	2	1	1
保健体育	374	349	24	26	情 報	55	48	9	8
家 庭	78	67	18	19	福 祉	26	17	4	4
英 語	287	239	39	38	看 護	9	9	6	6
商 業	130	115	6	7	高 校 計	2,284	1,967	280	278
機 械	32	29	10	11	特別支援学校	584	528	130	130
					合 計	2,868	2,495	410	408

中学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	288	246	52	52
社 会	502	413	47	47
数 学	298	265	54	55
理 科	239	213	64	62
音 楽	193	165	19	19
美 術	120	105	17	17
保健体育	535	504	47	46
技 術	26	24	6	8
家 庭	78	72	11	11
英 語	474	406	83	83
計	2,753	2,413	400	400

小学校

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
2,485	2,251	750	750

養護教諭

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
535	480	60	60

栄養教諭

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
114	95	10	10

（注 1）推薦による特別選考試験分を含む。

（注 2）採用者数には、合格者数から辞退者を除き、補欠者からの繰り上げ者を含む。

採用者数 = （合格者数） - （合格辞退者数） + （補欠、繰上者数）

### 3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲戒処分の状況

(単位：人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	4	6	1	0	11
県立学校	0	2	0	0	2
計	4	8	1	0	13

### 第3節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士3人に顧問を委嘱している。平成21年度における争訟件数は、次のとおりである。

争訟の係属状況

区 分	平成21年度(件数)			
	4/1 現在	増	減	3/31 現在
措置要求	24	57	57	24
不服申立	5	0	1	4
訴 訟	3	5	3	5
計	32	62	61	33

### 第4節 教 職 員 の 免 許

#### 1 免許状授与件数

平成21年4月1日から平成22年3月31日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教育職員免許状授与件数

区 分	専修免	1種免	2種免	特免	臨免	計
高等学校	371	4,134	…	9	9	4,523
中学校	251	2,894	126	3	1	3,275
小学校	76	914	312			1,302
幼稚園	8	697	1,731	…		2,436
養護教員	10	232	117	…		359
栄養教員		139	41	…	…	180
特別支援学校	2	134	106	…		242
自立教科等	特別支援学校 (視覚障害者)	…				0
	特別支援学校 (聴覚障害者)	…				0
	自立活動	…	1	…	…	1
計	718	9,145	2,433	12	10	12,318

(注1)「…」は、免許状授与規定のない箇所である。

(注2)「特別支援学校」には、領域追加件数を含む。

## 第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

### 1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 21 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講 座 数	延 授 与 単 位 数
教 科 に 関 する 科 目	2	117
教 職 に 関 する 科 目	11	550
養 護 に 関 する 科 目	1	53
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	6	324
計	20	1,044

### 2 小学校教諭免許状取得研修事業

中学校・特別支援学校の教員に小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 21 年度の履修結果は、次のとおりである。

実施大学 玉川大学通信教育部（文学部教育学科）

期 間 平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで

人 員 80 人

## 第 6 節 教 職 員 の 給 与 及 び 退 職 手 当

### 1 給与改定について

項 目	改 正 内 容			
1 給料表	国の俸給表等に準じて改定する。 (給料の経過措置額については、算定基礎となる額に 100 分の 99.78 を乗じて得た額とする。)			
2 住居手当	(1) 自宅居住者に係る額を 7,500 円→7,200 円 (△300 円) に改める。 (2) 自宅居住者に係る手当を廃止する。 ただし、平成 22 年度は 7,200 円、平成 23 年度は 3,600 円とする。			
3 期末手当・勤勉手当	(1) 年間支給割合を国に準じて 4.5 月分→4.15 月分 (△0.35 月分) に改める。			
		6 月期	12 月期	計
	期末手当	1.4 →1.25 月分	1.6 →1.5 月分	3 →2.75 月分
	勤勉手当	0.75→0.7 月分	0.75→0.7 月分	1.5→1.4 月分
	計	2.15→1.95 月分	2.35→2.2 月分	4.5→4.15 月分
	(2) 再任用職員についても、国に準じて改定する。 (3) 平成 21 年 12 月期に支給する期末手当において、平成 21 年 4 月から給与改定までの期間に係る較差相当分の解消措置は、国の内容に準じて実施する。			
4 改定時期	平成 21 年 12 月 1 日 ただし、2(2)及び 3(1)6 月期の支給割合は平成 22 年 4 月 1 日			

## 2 その他の手当の見直しについて

### (1)義務教育等教員特別手当

支給額を改める。

3,900円～15,900円→2,900円～11,700円

改定時期 平成22年1月1日

### (2)給料の調整額

調整数を改める。

2.0→1.5

改定時期 平成22年1月1日

## 3 退職手当

平成21年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (21.4.1～22.3.31)

区 分	退 職 手 当	
	支給人員 (人)	支給総額 (円)
小 学 校	2,097	27,861,356,177
中 学 校	1,086	10,555,855,292
高 等 学 校	804	11,518,827,882
特 別 支 援 学 校	491	1,934,088,575
計	4,478	51,870,127,926

## 第7節 退職後の年金及び公務災害補償

### 1 年金

平成21年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和37年12月1日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区 分	支給人員 (人)	年 金 額 (円)
普 通 恩 給	67	118,463,871
扶 助 料	250	388,681,516
普 通 年 金	18	14,865,333
遺 族 年 金	8	4,641,950
計	343	526,652,670

## 2 公務災害補償

### (1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）による損害に対しては、「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況 （単位：円）（21.4.1～22.3.31）

区 分		療養補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計
公務災害	義務制学校	35,263,084 (224)		15,831,390 (8)	34,486,899 (12)			14,214,712 (30)	99,796,085 (274)
	非義務制学校等	16,250,428 (73)		2,284,200 (1)	31,177,816 (11)		178,158 (1)	6,701,233 (13)	56,591,835 (99)
	計	51,513,512 (297)		18,115,590 (9)	65,664,715 (23)	0	178,158 (1)	20,915,945 (43)	156,387,920 (373)
通勤災害	義務制学校	1,078,463 (5)		5,476,100 (3)	6,100,850 (3)			2,315,466 (6)	14,970,879 (17)
	非義務制学校等	354,834 (4)		6,679,024 (3)				2,685,255 (8)	9,719,113 (15)
	計	1,433,297 (9)		12,155,124 (6)	6,100,850 (3)	0	0	5,000,721 (14)	24,689,992 (32)
合 計		52,946,809 (306)	0	30,270,714 (15)	71,765,565 (26)	0	178,158 (1)	25,916,666 (57)	181,077,912 (405)

（注1）（ ）は補償人員

（注2）義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、大学、事務局をいう。

### (2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第35号）」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成21年度は、該当者0人

### (3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により、「国（厚生労働省）」が補償を行うこととされている。

平成21年度は、該当者12人。

## 第 8 節 教 職 員 の 福 利 厚 生

### 1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和 37 年 12 月 1 日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成 22 年 3 月末現在の本県における組合員は 50,755 人である。

なお、当支部における平成 21 年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

#### (1) 短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

区 分		短 期 給 付		福 祉 事 業		介 護 納 付 金	
		掛 金 率	負 担 金 率	掛 金 率	負 担 金 率	掛 金 率	負 担 金 率
一般組合員	給 料	37.00 (18.76)	37.33 (18.76)	1.65	1.65	4.48	4.48
	期 末 手 当 等	29.60 (15.01)	29.86 (15.01)	1.32	1.32	3.58	3.58
船員組合員	給 料	29.50 (14.96)	52.33 (29.91)	1.65	1.65	4.48	4.48
	期 末 手 当 等	23.60 (11.96)	41.86 (21.09)	1.32	1.32	3.58	3.58

(注 1) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に 0.33、期末手当等に 0.26 を含む。

(注 2) ( ) 内に記載の割合は、健康保険法の規定に準じた特定保険料率である。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金などの支出に充てられる部分の率であり、掛金率及び負担金率に含まれる。



平成 21 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
療 養 の 給 付	420,037	4,224,808,952
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,561	30,272,246
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	31	1,553,171
家 族 療 養 の 給 付	358,194	3,399,914,953
家 族 入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,024	31,994,534
家 族 訪 問 看 護 療 養 の 給 付	260	11,840,905
高 額 療 養 の 給 付	1,666	211,498,418
療 養 費	27,458	120,017,512
家 族 療 養 費	16,270	91,890,513
高 額 療 養 費	2,549	233,616,972
薬 剤 支 給	267,136	1,494,144,573
移 送 費	2	42,997
出 産 費	956	376,167,329
家 族 出 産 費	432	169,882,688
埋 葬 料	53	2,650,000
家 族 埋 葬 料	32	1,600,000
計	1,101,661	10,401,895,763

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
傷 病 手 当 金	672	190,747,372
出 産 手 当 金	7	1,440,744
休 業 手 当 金	15	1,157,317
育 児 休 業 手 当 金	9,233	1,367,399,815
介 護 休 業 手 当 金	110	12,377,354
計	10,037	1,573,122,602

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
弔 慰 金	1	576,160
家 族 弔 慰 金	0	0
災 害 見 舞 金	4	2,629,452
計	5	3,205,612

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)	
附 加 給 付	家 族 療 養 費	2,890	114,896,900
	家 族 訪 問 看 護 療 養 費	0	0
	出 産 費	879	43,950,000
	家 族 出 産 費	410	20,500,000
	埋 葬 料	53	1,325,000
	家 族 埋 葬 料	32	800,000
	傷 病 手 当 金	14	4,460,785
	災 害 見 舞 金	6	2,032,664
	結 婚 手 当 金	1,196	95,680,000
	入 院 附 加 金	2,497	15,476,500
小 計	7,977	299,121,849	
一 部 負 担 金 払 戻 金	5,944	216,651,900	
計	13,921	515,773,749	

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		追 加 費 用 率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	
給 料	92.5000	94.7125	133.0000	135.2125	義務教育職員 110.9 その他の教職員 65.7
期末手当等	74.00	75.77	106.40	108.17	

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に40.125、期末手当等に32.1含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に0.375、期末手当等に0.3含む。

平成21年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
退職共済年金	1,476	2,634,086,900
障害共済年金	51	70,087,400
遺族共済年金	42	57,655,200
計	1,569	2,761,829,500
退職届書	893	

(備考)共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の健康管理及び福祉の向上を図るための事業を実施しており、平成21年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック健診補助、生活習慣病予防講座、教職員メンタルヘルス相談、健康づくり事業、へき地医薬品券配付、厚生施設等利用補助、介護講座、特定健診等事業など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成21年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成22年3月末における貸付残高は、件数で10,615件、金額で388億876万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貸付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
一 般 貸 付	432	572,300,000
住 宅 貸 付	131	1,218,700,000
住 宅 災 害 貸 付	0	0
教 育 貸 付	86	170,300,000
災 害 貸 付	0	0
医 療 貸 付	1	1,200,000
結 婚 貸 付	29	48,900,000
葬 祭 貸 付	6	8,100,000
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	0	0
計	685	2,019,500,000

#### ウ 住宅事業

地方公共団体が行う教職員住宅の建設事業に対して、共済組合の資金を投融資している。

平成 21 年度末における共済組合の住宅保有戸数は、県立学校分 26 戸である。

#### エ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 21 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿 泊 等 利 用 人 員 (単位：人)

区 分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿 泊	20,604	8,615	29,219
宿 泊 外	241,324	42,654	283,978
計	261,928	51,269	313,197

## 2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されている法人で、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生、相互扶助、ニューライフ援助金の事業を実施している。

### (1) 組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 22 年 3 月 31 日現在の会員数は 47,932 人であった。

役員は、会長、副会長（3 人）、委員（会長及び副会長を含め 9 人）、運営審議会委員（40 人）、及び監事（4 人）の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

### (2) 事業概要

事業の財源は、主に会員の掛金（給料の月額×1/100）及び補助金等であり、以下のとおり事業を行った。

#### ア 福利厚生事業

死亡弔慰金、遺児育英金、人間ドック健診補助事業、体育大会助成事業、生涯設計啓発事業、教育文化事業、選択型医療福祉事業及び厚生諸費振替費

#### イ 相互扶助事業

傷病手当金、介護手当金、選択型厚生事業、結婚祝金、入学祝金、義務教育終了祝金、身体障害者補装具購入費補助金、療養者見舞事業、長期在会者祝福事業、会員医療費補助金、家族医療費補助金の給付

#### ウ ニューライフ援助金事業

退会祝金、ライフプラン援助金の給付

#### エ 貸付事業

住宅資金、一般資金、新規採用者の臨時資金、高額通勤手当資金、生活臨時資金の貸付事業

## 3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 22 年 3 月 31 日現在の加入者数は 33,800 人、貯金残高は 121,979,318,017 円であった。

#### 4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和 56 年 2 月から実施し、昭和 59 年 6 月に財形年金、昭和 63 年 4 月に財形住宅を加えた。

平成 22 年 3 月 31 日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 5,891 件

財形年金 4,377 件

財形住宅 1,162 件

#### 第 9 節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 21 年度の研修実績は次のとおりである。

研 修 名	対 象 者	人 員	期 間	日 数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前期  イ 後 期	平成 21 年度 採 用 者  "	60 人  65 人	4/20, 23, 27  9/10, 17, 24	3 日  3 日	学校事務職員として必要な導入研修(給与、福利、公務員の在り方など)  学校事務職員として必要な基礎的知識の習得(給与制度など)
(2)中堅者前期研修	平成 14・15 年度採用者	55 人	10/15, 20, 26 11/9, 12, 18	6 日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上(人間関係論、討議研修等)
(3)主 査 研 修 ア 新 任  イ 現 任	平成 21 年度 昇 任 者  平成 16 年度 昇 任 者	16 人  25 人	5/21, 28, 6/8  6/18, 22	3 日  2 日	主査として必要な管理指導能力の養成(リーダーの心得、グループワークなど)
(4)事 務 長 研 修 新 任	平成 21 年度 昇 任 者	22 人	5/14, 18	2 日	事務長としての自覚役割及び学校経営参画への企画・遂行能力の養成(学校教育の今日的課題グループワーク等)
(5)特 別 研 修 コンピュータ研修	希 望 者  "  "	34 人  92 人  22 人	6/25  7/2, 8, 9, 15  9/2, 3	1 日  4 日  2 日	表計算基礎コース  表計算応用コース(2日間×2回) 表計算発展コース
(6)職 場 研 修	平成 21 年度 採 用 者	69 人	4/1~ 概ね 2 か月間	20 日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修(庶務、旅費、給与、経理、施設、備品管理など)